

①件名
復興整備計画への掲載事業追加について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）に基づき創設された復興整備計画は、被災自治体が復興整備事業を進める際に、一つの計画の下で、個別法による各種手続を処理することを可能とした特例措置である。</p> <p>同計画を活用することで、防災集団移転促進事業などの各種事業を対象に、都市計画法や農地法等の個別法による許認可やゾーニングに係る手続のワンストップ処理など、各種復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を図るための特例措置が講じられる。</p> <p>【目的】</p> <p>復興整備計画の活用により、復興整備事業を円滑かつ迅速に推進する。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>東日本大震災復興特別区域法</p> <p>【〔震災復興基本計画との整合性〕 計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/>・無】</p> <p>石巻市震災復興基本計画</p> <p>第 6 章 3 震災復興特区制度の活用</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>○平成 24 年 2 月 17 日 復興整備協議会設立</p> <p>○以降、これまで 9 回開催した復興整備協議会を経て復興整備計画に記載した事業</p> <p>(1) 市街地開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業 1 地区（中央三丁目 1 番地区） ・土地区画整理事業 7 地区 （新蛇田、新渡波、新渡波西、新蛇田南地区、あけぼの北地区、新門脇地区、湊東地区） <p>(2) 防災集団移転促進事業 43 地区</p> <p>(3) 都市施設の整備に関する事業 5 事業（都市計画道路 4 路線、防災緑地 1 号都市公園）</p> <p>(4) その他施設の整備に関する事業（石巻泊浜太陽光発電事業）</p> <p>○平成 25 年 2 月 25 日 第 10 回石巻市復興整備協議会開催</p> <p>○平成 25 年 3 月 4 日 石巻市復興整備計画（第 8 回変更）の公表</p>

⑤主な内容

○復興整備計画（第8回変更）に追加掲載した復興整備事業等

(1) 防災集団移転促進事業（新規3地区）

- ① 祝田地区防災集団移転促進事業（H24年度～H26年度） 規模：6世帯15人
- ② 河北地区防災集団移転促進事業（H24年度～H28年度） 規模：417世帯1,126人
- ③ 間垣地区防災集団移転促進事業（H24年度～H26年度） 規模：8世帯20人

(2) 防災集団移転促進事業（変更9地区） ※2月8日付で変更の大臣同意済

- ① 鹿立浜地区防災集団移転促進事業（H24年度～H26年度） 規模：10世帯41人
- ② 小室地区防災集団移転促進事業（H24年度～H25年度） 規模：17世帯62人
- ③ 竹浜地区防災集団移転促進事業（H24年度～H25年度） 規模：6世帯25人
- ④ 鮫浦地区防災集団移転促進事業（H24年度～H25年度） 規模：16世帯54人
- ⑤ 前網浜地区防災集団移転促進事業（H24年度～H25年度） 規模：12世帯37人
- ⑥ 名振地区防災集団移転促進事業（H24年度～H26年度） 規模：29世帯66人
- ⑦ 大須（・熊沢）地区防災集団移転促進事業（H24年度～H26年度） 規模：10世帯26人
- ⑧ 小指地区防災集団移転促進事業（H24年度～H25年度） 規模：11世帯26人
- ⑨ 釜谷崎地区防災集団移転促進事業（H24年度～H25年度） 規模：6世帯11人

※ 農地転用及び自然公園法開発行為許可の特例について了承された。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

復興整備事業の円滑な実施が図られる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

他被災自治体においても、事業熟度の高まった事業から順次復興整備計画に記載し、復興事業を進めている。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

- ・平成25年3月21日 第11回石巻市復興整備協議会
【予定案件】石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業
石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業
防災緑地2号都市公園事業
防災集団移転促進事業の特例追加（自然公園開発、地域森林計画区域変更等）
- ・平成25年4月19日 第12回石巻市復興整備協議会
【予定案件】宮城県及び関係省庁と調整中

⑨その他

